

夢洲アクセス鉄道に関する検討会開催要綱

(目的)

第1条 夢洲における国際観光拠点の形成に向けたまちづくり等の状況を踏まえ、夢洲への鉄道によるアクセス（以下「夢洲アクセス鉄道」という。）にかかる整備の方向性について検討を行うため、有識者等の意見を聴くとともに、関係者による意見交換を行うことを目的として、夢洲アクセス鉄道に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 検討会において意見を聴取する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 夢洲アクセス鉄道にかかる整備の方向性の検討に関すること
- (2) その他、夢洲アクセス鉄道に関して必要な事項に関すること

(検討会の委員)

第3条 検討会の委員は、別表1に掲げる職にある者及び有識者（以下「委員」という。）とする。

- 2 検討会の委員は、大阪府知事が委嘱する。

(検討会)

第4条 検討会は、必要に応じ大阪府が招集する。

- 2 検討会の円滑な進行等を図るため、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は、検討会の議事を進行する。
- 5 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理し、又は座長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 検討会においては、代理出席を可能とする。
- 7 検討会には、別表2に掲げる関係行政機関の職にある者がオブザーバーとして参加する。
- 8 座長は、必要があると認めるときは、検討会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 検討会は大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39条）第8条第1項1号及び3号に該当するため非公開とする。

(ワーキンググループ)

第5条 座長は、検討会での議事又は専門的な事項等に関し、必要に応じて、ワーキンググループを開

催することができる。

- 2 ワーキンググループの運営等に関する事項その他必要な事項は、ワーキンググループにおいて別に定める。

(守秘義務)

第6条 検討会の委員等は、会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(謝礼及び費用弁償)

第7条 委員に対する謝礼の額は日額9,800円とし、出席日数に応じてその都度支給する。

- 2 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。
- 3 委員のうち行政機関に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、大阪都市計画局拠点開発室広域拠点開発課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月27日から施行する。

別表 1

| ＜委員＞ | |
|---------|--------------------------------|
| 鉄道事業者 | 株式会社大阪港トランスポートシステム 鉄道事業本部長 |
| | 大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部交通ネットワーク部長 |
| | 京阪電気鉄道株式会社 経営企画部部長 |
| | 西日本旅客鉄道株式会社 地域まちづくり本部 部長 |
| | 阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部 都市交通計画部長 |
| 大阪府・大阪市 | 大阪都市計画局 拠点開発室長 |
| | 大阪港湾局 計画整備部長 |
| 大阪府 | 都市整備部 交通戦略室長 |
| 大阪市 | 計画調整局 交通政策室長 |

別表 2

| ＜オブザーバー＞ | |
|----------|----------------|
| 国土交通省 | 近畿運輸局 交通政策部長 |
| | 近畿地方整備局 港湾空港部長 |